

平成26年4月1日から

消費税率が引き上げられます

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

●主な改正内容

1. 消費税収入の使途が明確化されました。

⇒国分の消費税収入については、社会保障給付並びに少子化対策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされ(社会保障目的税化)、地方消費税(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています(社会保障財源化)。

2. 消費税率を引き上げることとされました。

⇒次のとおり段階的に引上げが行われます。

・平成26年4月1日から8%(消費税6.3% 地方消費税1.7%)

・平成27年10月1日から10%(消費税7.8% 地方消費税2.2%)

※経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

3. 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

⇒適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

●国税庁ホームページ

URL:<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

●消費税価格転嫁等総合相談センター

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口が設置されています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル:0570(200)123

【受付時間】平日午前9時～午後5時(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>(24時間受付)

臨時福祉給付金のご案内

臨時福祉給付金とは

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられます。所得の低い方々への影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

給付対象者

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。

ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

給付額

給付対象者1人につき1万円

給付対象者の中で次に該当する方は5千円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請手続き
申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。

※具体的な申請の受付時期、手続等については、決まり次第、町のホームページや広報等でお知らせする予定です。

▼問い合わせ先
福祉課 相談支援係

☎ 9137

町の財産・負債ってどれくらいあるの？

～平成24年度の財務書類を読んでもみませんか～

平成18年8月31日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、平成24年度決算に基づく財務4表(「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」)を作成しました。今回はその中でも普通会計の「貸借対照表」についてお知らせします。

貸借対照表は、現在の上三川町がどれだけ財産を持ち、どれだけ借金を抱えているのかを示したものです。町の資産(土地、家屋、資金など)や、住民の皆さんが返済しなければならない負債がどのくらいあるのかを読み取ることができます。表の左側は資産を右側は財源を表し、左右が同額となります。



資産の部	町民一人当たりの額 ()内は総額	負債の部	町民一人当たりの額 ()内は総額
公共資産…道路、公園、学校など ※家計では家屋、家財などにあたります。	165万9千円 (522億2,520万9千円)	負債…町民がこれから負担していく債務 ※家計では住宅ローンなどにあたります。	33万円 (104億272万4千円)
投資等…出資金、特定目的基金など ※家計では定期預金、株などにあたります。	15万2千円 (47億7,280万5千円)	純資産…町民がこれまで負担してきた債務 ※家計では頭金、返済済みの借金、公的補助などにあたります。	156万4千円 (492億6,264万8千円)
流動資産…資金、財政調整基金など ※家計では普通預金、現金などにあたります。	8万5千円 (26億6,735万8千円)		
資産合計	189万5千円 (596億6,537万2千円)	負債及び純資産合計	189万5千円 (596億6,537万2千円)

◎平成25年3月末日の人口(31,488人)で算出しました。※端数計算で金額が合わないところがあります。

町民1人あたり、資産が189万5千円、負債が33万円であることがわかります。

用語の説明

特定目的基金…特定の目的(「〇〇を建設する」など)を計画的に実施できるように積み立てたもので、条例で設置されています。使い道が限定されているという特徴があります。

財政調整基金…町の貯金のことです。町の収入が不足したり、災害が発生して多額の支出が必要になるなどの不測の事態に備え、積み立てを行っています。



上三川町のホームページではさらに、詳しい財務の情報を公開していますので、是非ご覧ください。

▶問い合わせ先＝企画課 財政係 ☎(56)9119